

第 2 期中期目標、中期計画及び平成 26 年度計画について

1 概要

(1) 中期目標

地方独立行政法人法第 25 条に基づき、県は、中期目標を定めこれを県立病院機構に指示することとされている。県は中期目標を定めるときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

時期	区分	内容
平成 25 年 8 月	評価委員会	第 2 期中期目標原案について
平成 25 年 12 月	評価委員会（書面）	第 2 期中期目標案について
平成 25 年 12 月	12 月議会	議決

(2) 中期計画

地方独立行政法人法第 26 条に基づき、県立病院機構は中期目標を達成するための中期計画を作成し、県の認可を受けなければならない。県は、認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

また、地方独立行政法人法第 83 条により、県は県立病院機構から提出された中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

時期	区分	内容
平成 26 年 2 月	評価委員会	第 2 期中期計画について
平成 26 年 3 月	2 月議会	議決

2 第 2 期中期計画の審議

平成 26 年 2 月 4 日に平成 25 年度第 2 回評価委員会を開催し、第 2 期中期計画について審議したが、平成 26 年度予算が未確定であったため、具体的な収支計画及び資金計画を明示することができなかった。

(参 考)

○地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。